

生徒心得

金沢中央高等学校の生徒として誇りと自覚を持ち、良識ある行動をとると共に、規則に従い、次のことを守ることが大切である。

(1) 登下校

登下校では、電車・バス内で学生らしい態度で、一般乗客に迷惑をかけないようにすること。

(2) 欠席・遅刻・早退

- ①病気・事故等で欠席するときは、電話等で必ず学校に連絡すること。
- ②遅刻をした時は、授業担当者の許可を得てから授業を受けること。ただし、20分以上の遅刻や早退は欠席扱いとなる。
- ③早退する時は、早退届を書き、担任又は生徒指導課の許可を得ること。無断での早退が多い場合は保護者に連絡し、状況を説明して、指導対象生として出席指導を行う。

(3) 学 習

- ①始業ベルが鳴ったら自分の席に座り、授業の準備をして開始を待つこと。授業遅刻が多い場合は、無断早退同様に出席指導を行う。
- ②授業中は私語を慎み、他の教科書や雑誌等を読まないこと。
- ③常に机・椅子・ロッカーを整頓し、学習環境を整えること。
- ④携帯電話等の通信機器や音楽機器・ゲーム機は電源を切って教室内のカゴに入れるか、カバンの中にしまっておくこと。授業中に使用した場合や、着信音等が鳴ったときは指導の対象となる。
- ⑤授業中机にうつ伏すなど爆睡したときには指導の対象となる。
- ⑥自習時間は教室内で静かに自習し、廊下へ出たりするなど学習の妨げになるような行為はしないこと。
- ⑦教室は夜間制生徒との共有なので、私物は持ち帰るか、又は教室前のロッカーに整頓して入れること。
- ⑧試験は公正に受け、くれぐれも不正行為をしないこと。
※授業中の私語・携帯使用・爆睡・無断早退が続いた生徒は出席指導対象生徒となるので注意すること。

(4) 学校生活

- ①本校では特に反社会的行動（いじめ、差別、薬物、暴力行為、恐喝等）は絶対許さず、厳しく指導（処分）する。
- ②20歳未満の者の喫煙・飲酒等は絶対に禁止する。(電子タバコ等含む、校内禁煙)

- ③風紀上、不健全な場所へは立ち寄らないこと。（パチンコ店、盛り場等）
- ④生徒間での金品の貸借は禁止する。
- ⑤学校での用具や施設等は大切に扱い、万一、破損した時は直ちに申し出ること。事情により、弁償もあり得るので十分に注意すること。
- ⑥食堂に設置のジュース・パン類の自動販売機は休み時間内に利用すること。なお、食堂以外での飲食は禁止する。（昼食時間を除く）
- ⑦放課後は部活動やアルバイト等に積極的に取り組み、余暇の時間を有効に活用すること。ただし、学校生活に支障をきたすようなアルバイトはしないこと。

（５）服装・頭髪

- ①常に高校生としてふさわしい服装に心がけ、質実・清楚な衣服を着用すること。（制服はありません。）
- ②頭髪は華美をさけ、常に清潔であること。
- ③校内の履き物については次の三種が定められている。
 - 通常時・・・本校指定のスリッパ
 - 体育時・・・校内・校外ズック各一足
 体育館内ではスリッパ履きは禁止とし、校舎内は土足で入らないこと。

（６）通 学

- ① 自転車・原付自転車（50CC 未満）・自動二輪・自動車による通学は許可制とし、所定の手続きにより認める。なお、自転車も含めて、任意保険には必ず加入すること。
 - ・決められた場所に駐輪・駐車すること。
 - ・交通安全に十分注意すること。
 - ・自転車通学者はヘルメットを着用し、マナー（二人乗り・傘差し・並進・イヤホン禁止）をしっかりと守ること。違反者は処罰されることもある。
 - ・所定の手続き（申請書・誓約書・自転車ステッカー購入）をすること。なお、自動車については校地外で駐車を契約し、写しを提出すること。
 - ・暴走行為などは絶対にしないこと。
- ② バス・電車（IR・北鉄）の定期券購入の際には、事務室発行の通学証明書を申し込むこと。
 - ・一般乗客に迷惑とならないよう乗車マナーに留意すること。
 - ・徒歩による通学においても、信号等の交通法規を守り、安全に心がけること。

学校の規則 Q & A

—規則は基本的なことから—

Q. 規則にはどんなことが決められていますか？

A. 本校では社会で守らなければならないルールはもちろん、人として必ず守らなければならない「基本的なことがら」は厳しく守ってまいります。

※「基本的なことがら」とは、わかりやすく言えば、学校生活で他人に迷惑をかけず、国や県の法律や条例を守ることです。

Q. 例えばどのようなことですか？

A. 次のようなことは、してはならないことです。

☆いじめ（ネット、言葉、威圧行為）

☆差別（言葉、行為）

☆暴力行為

☆暴走行為

☆ナイフ等危険物の所持携帯

☆20歳未満の飲酒・喫煙（電子タバコ等も含む）

☆無免許運転等交通違反

☆万引き・窃盗

☆恐喝（おどして金品を奪うこと）

☆傷害・器物等破損

—違反した場合—

Q. 違反した場合どうなりますか？

A. 違反した場合は、反省の機会をもうけます。場合に応じて、警察に介入してもらうこともあります。

学校謹慎・・・登校して、違反した項目に関する法律の勉強や課題に取り組み、反省文を書きます。

家庭謹慎・・・一定の期間登校せず、自宅で自学自習しながら、毎日課題に取り組み反省文を書きます。

その他・・・進路変更・学校指導・訓戒などによる指導があります。

Q. その場合、授業の出欠の取り扱いはどうなりますか？

A. 家庭謹慎・学校謹慎期間中の授業は保留扱いとなります。謹慎が明けて保留となった授業時間分、所定の手続きを取り、補充授業を受けることができます。補充授業を受けて成果が認められた場合は出席扱いとなります。受けない場合は欠席扱いとなるので注意してください。

ルールを守りくれぐれも違反することのないように心がけましょう！